

第 1 章

総 説

## 総 説

### 1. 位置及び面積

本県は本州のほぼ中央に位置し、若狭・伊勢両湾の湾入により造られた地狭部にあたり大阪湾から若狭に至る低地帯の一部である。その面積は 4025.36平方キロメートルでありその中央部に位置する琵琶湖の周囲 235.20キロメートル、面積69,550.0ヘクタールで本県の約1%の面積を占めている。

方位	地名	東 経	方位	地名	北 緯
極 東	神崎郡永源寺町大字茨川	136. <sup>度分</sup> 27	極 南	甲賀郡信楽町大字多羅尾	34. <sup>度分</sup> 47
極 西	高島郡朽木村大字生杉	135.46	極 北	伊香郡余呉村大字中河内	35.42
県 庁	大津市東浦一番町	135.52	標 高	93.0m	35.00

### 1. 地 勢

中央部に北東から南北に陥没湖である我が国最大の琵琶湖が長く横たわり四囲は高い山々に包囲されている。即ち東は伊吹・鈴鹿、西は比良比叡の両地壘山脈がほぼ、南北に走り北は江若山塊で福井県と境し南は信楽山地によつて伊賀盆地に接している。以上の様な地形の爲河川は悉く周辺に源を発しあるいは扇状地を作り或ひは近江の穀倉と呼ばれる三角洲地帯を作りつつ琵琶湖に注ぎ入る。

湖盆に流入した水は瀬田川・宇治川・淀川・となつて大阪湾にそそぐ一方疏水が運河となつて京都盆地に流れ去る。

湖岸線は概して単調であるが北岸の海津・大崎・永原及び塩津附近は沈水地形をなすため景勝の地として訪れる人々が多い。湖底は西側が比良断層崖に向つて急傾斜しているのに対して、東側は緩傾斜をなしている。

### 1. 地 質

本県の地盤を構成している岩石は秩父古生層、第三紀層、第四期層に属する堆積岩、花崗岩、輝緑岩、斑岩の火成岩類と小地域に露出している変成岩の三つに区分される。

周囲の山地は秩父古層からなり特に石灰岩、白雲岩等この層に属する岩石は伊吹山、靈仙山近辺に広く分布しセメント工業の発達を見ている。

近江盆地内にある秩父古生層は花崗岩上の屋根垂れとして石部町から田上山附近に残存し所々に変成岩がみられるのは之に因るものである。

ムカデの伝説で古くから知られている三上山は古生層の岩石が花崗岩のため変質をうけて硬くなつた部分であり又近くの菩提寺山の石灰岩に接觸鉱物珪灰石が出来ているのは石山寺の珪灰石の生成と全く同じであろう。

琵琶湖の西方の近江舞子、小松村附近及び湖南の田上山から甲賀郡三雲地方にかけて花崗岩が露出しているが、風化作用甚しいため禿山をなし、これがため風化生成物は直接周辺の水田に搬入され、その及ぼす影響がきわめて大であるので関係当局は防止に鋭意努力中である。

本県の金属鉱床中主なもの銅と満庵の両鉱床で前者は伊香郡木之本町の土倉鉱山でその生産量の多い事と良品質の点は本邦でも屈指で、大いに囑望せられている。

之に対して満庵鉱床は古生層中に、レンズ状又は厚薄不明の層状をなし、県下各地で採掘中であるが、いずれも大鉱床ではない。ただ栗太郡栗東町の五百井鉱山は特種の鉱床型をなしている点で、識者間に知られ満庵の外に石英脈には少量の亜鉛や鉛を伴う外、時には金を含有することがあると報告されている。

この外非金属鉱床として特筆しなければならないものは信楽盆地に無尽蔵に埋蔵されているといわれている粘土で、その加工品である信楽焼は本県の特産として広く海外にも知られている。

# 1 管轄の変遷

(昭31.3.31現在)

施行年月日	沿	革	市町村数の消長			
			総数	市	町	村
明治21. 4. 1	(市制、町村制施行前)		1 675		282	1 393
22. 4 .1	(市制、町村制施行)		195		6	189
23. 3. 15	神崎郡東五個荘村を旭村に改む					
23. 3. 15	東浅井郡南福村を大郷村に改む					
24. 4. 1	坂田郡南箕浦村を息郷村に改む					
24. 5. 6	犬上郡北青柳村大字松原の区域をもって松原村を設置		196		6	190
25. 6. 25	犬上郡安水村を亀山村に改む					
25. 10. 5	愛知郡東小椋村大字高野の区域をもって高野村を設置		197		6	191
27. 5. 12	蒲生郡桜谷村を分けて東桜谷村及び西桜谷村を設置		198		6	192
27. 6. 5	神崎郡八条村を分けて能登川村(能登川・北須田・南須田)伊庭村(伊庭)五峰村(佐生・佐野・猪子・山路・林)を設置		200		6	194
27. 8. 18	甲賀郡水口村を町となす		200		7	193
27. 0.2 2	野洲郡義王村を祇王村に改む					
27. 12. 1	坂田郡息長村大字顔戸、高溝、舟崎の区域をもって日撫村を設置		201		7	194
30. 3. 1	坂田郡法性寺村大字加田、加田今の区域をもって神田村を設置		202		7	195
30. 4. 1	栗太郡草津村を町となす		202		8	194
30. 8. 15	神崎郡栗見村大字新宮、乙女浜の区域をもって栗見荘村を設置		203		8	195
31. 4. 1	神崎郡葉枝見村が愛知郡に編入					
31. 10. 1	滋賀郡大津町に市制施行		203	1	7	195
34. 7. 20	滋賀郡膳所村を町となす		203	1	8	194
34. 7. 20	滋賀郡堅田村を町となす		203	1	9	193
35. 11. 1	高島郡大溝村を町となす		203	1	10	192
36. 6. 1	甲賀郡石部村を町となす		203	1	11	191
37. 2. 1	野洲郡守山村を町となす		203	1	12	190
39. 12. 26	高島郡今津村を町となす		203	1	13	189
42. 10. 1	愛知郡愛知川村を町となす		203	1	14	188
44. 10. 17	野洲郡野洲村を町となす		203	1	15	187
大正元. 9. 10	犬上郡高宮村を町となす		203	1	16	186
5. 4. 1	甲賀郡土山村を町となす		203	1	17	185
7. 4. 1	伊香郡木之本村を町となす		203	1	18	184
10. 8. 15	甲賀郡長野村を町となす		203	1	19	183
12. 11. 15	坂田郡入江村を町となし、米原町に改む		203	1	20	182
昭和 2. 1. 1	栗太郡瀬田村を町となす		203	1	21	181
2. 11. 8	神崎郡栗見荘村を廃し、同郡八幡村に編入		202	1	21	180
5. 1. 1	滋賀郡石山村を町となす		202	1	22	179

# 1 管轄の変遷

施行年月日	沿	革	市町村数の消長			
			総数	市	町	村
昭和 5. 11. 3	甲賀郡長野町を信楽町に改む		202	1	22	179
7. 5. 10	滋賀郡滋賀村を廃し、大津市に編入		201	1	22	178
8. 3. 3	蒲生郡宇津呂村を廃し、同郡八幡村に編入		200	1	22	177
8. 4. 1	滋賀郡膳所町、石山町を廃し、大津市に編入		198	1	20	177
12. 2. 11	犬上郡彦根町、松原村、青波村、北青柳村、福瀬村、千本村を廃し、彦根市を設置		193	2	19	172
15. 2. 11	高島郡安曇村を町となす		193	2	20	171
15. 12. 10	東浅井郡虎姫村を町となす		193	2	21	170
16. 7. 10	野洲郡守山町、栗太郡物部村を廃し、野洲郡守山町を設置		192	2	21	169
16. 11. 3	犬上郡多賀村、久徳村、芹谷村を廃し多賀町を設置		190	2	22	166
17. 1. 1	甲賀郡貴生川村、北柳村を廃し、貴生川町を設置		189	2	23	164
17. 2. 11	神崎郡能登川村、伊庭村、五峰村、八幡村、栗見村を廃し、能登川町を設置		185	2	24	195
17. 2. 11	甲賀郡寺庄村を町となす		185	2	25	158
17. 4. 1	坂田郡法性寺村、日撫村を廃し、坂田村を設置		184	2	25	157
17. 5. 20	野洲郡野洲町、三上村を廃し、野洲町を設置		183	2	25	156
17. 6. 10	犬上郡磯田村、南青柳村を廃し、彦根市に編入		181	2	25	154
17. 7. 1	甲賀郡柏木村を廃し、同郡水口町に編入		180	2	25	153
18. 2. 11	甲賀郡寺庄町、龍池村、南柳村、宮村を廃し、甲南町を設置		177	2	25	150
18. 4. 1	坂田郡長浜町、神照村、六荘村、南郷里村、北郷里村、西黒田村神田村を廃し、長浜市を設置		171	3	24	144
18. 4. 1	神崎郡山上村、愛知郡東小椋村、高野村を廃し、神崎郡永源寺村を設置		169	3	24	142
18. 4. 29	高島郡大溝町、高島村、水尾村を廃し、高島町を設置		167	3	24	140
18. 6. 1	伊香郡木之本町、伊香具村を廃し、木之本町を設置		166	3	24	139
23. 5. 10	伊香郡木之本町、大音、飯浦、山梨子、西山、田居、北布施赤尾の区域をもって伊香具村を設置		167	3	24	140
23. 10. 10	甲賀郡水口町大字泉、酒入、宇田、植、北脇の区域をもって柏木村を設置		168	3	24	141
25. 4. 1	犬上郡日夏村を廃し、彦根市に編入		167	3	24	140
26. 4. 1	蒲生郡島村を廃し、同郡八幡村に編入		166	3	24	139
26. 4. 1	滋賀郡坂本村、下坂本村、雄琴村、栗太郡大石村、下田上村を廃し大津市に編入		161	3	24	134
27. 4. 1	坂田郡鳥居本村を廃し、彦根市に編入		160	3	24	133
28. 10. 1	(町村合併促進法施行)		160	3	24	133
29. 3. 21	蒲生郡中野村と神崎郡八日市町を合併、神崎郡八日市町となす		159	3	24	132
29. 3. 31	蒲生郡八幡町、岡山村、田金村、桐原村、馬淵村の区域をもって近江八幡市を設置		155	4	23	128

### 1 管 轄 の 変 遷

施行年月日	沿 革	市 町 村 数 の 消 長			
		総数	市	町	村
昭和29. 4. 1	蒲生郡安土村、老蘇村を廃し、その区域をもつて安土町を設置	154	4	24	126
29. 8. 15	蒲生郡平田村、市辺村、玉緒村、神崎郡御園村、建部村及び八日市町を廃し、その区域をもつて八日市市を設置	149	5	23	121
29. 9 .1	甲賀郡信楽町、雲井村、小原村、朝宮村及び多羅尾村を廃し、その区域をもつて信楽町を設置	145	5	23	117
29. 10. 1	栗太郡治田村、葉山村、金勝村、及び大宝村を廃し、その区域をもつて栗東町を設置	142	5	24	113
29. 10. 1	東浅井郡湯田村、田根村、下草野村及び七尾村を廃し、その区域をもつて浅井町を設置	139	5	25	109
29. 10. 15	栗太郡志津村、草津町、老上村、山田村、笠縫村及び常盤村を廃し、その区域をもつて草津市を設置	134	6	24	104
29. 11. 3	愛知郡東押立村、西押立村、豊椋村を廃し、その区域をもつて湖東町を設置	132	6	25	101
29. 11. 3	高島郡広瀬村、安曇町、青柳村及び本庄村を廃し、その区域をもつて安曇川町を設置	129	6	25	98
29. 12. 1	伊香郡北富永村、南富永村、古保利村を廃し、その区域をもつて高月町を設置	127	6	26	95
29. 12. 1	伊香郡杉野村、高時村、李之本町、伊香具村を廃し、その区域をもつて木之本町を設置	124	6	26	92
29. 12. 15	伊香郡余呉村、丹生村、片岡村を廃し、その区域をもつて余呉村を設置	122	6	26	90
30. 1. 1	神崎郡旭村、南五個荘村、北五個荘村を廃し、蒲生郡安土町の一部（清水鼻）の区域をもつて五個荘町を設置	120	6	27	87
30. 1. 1	愛知郡稻枝村、稻村、葉枝見村を廃し、その区域をもつて稻枝町を設置	118	6	2	884
30. 1. 1	東浅井郡小谷村、速水村を廃し、その区域をもつて湖北町を設置	117	6	29	82
30. 1. 1	高島郡海津村、剣熊村、西庄村、百瀬村を廃し、その区域をもつてマキノ町を設置	114	6	30	78
30. 1. 1	高島郡今津町、川上村、三谷村を廃し、その区域をもつて今津町を設置	112	6	30	76
30. 1. 1	高島郡新儀村、饗庭村を廃し、その区域をもつて新旭町を設置	111	6	31	74
30. 1. 15	野洲郡守山町、小津村、玉津村、河西村及び速野村を廃し、その区域をもつて守山町を設置	107	6	31	70
30. 2. 1	愛知郡角井村、西小椋村を廃し、その区域をもつて愛東村を設置	106	6	31	69
30. 3. 3	野洲郡北里村を廃し、その区域を近江八幡市に編入	105	6	31	68
30. 3. 16	蒲生郡日野町、東桜谷村、西桜谷村、西大路村、鎌掛村、南比都佐村及び北比都佐村を廃し、その区域をもつて日野町を設置	99	6	31	62
30. 3. 31	伊香郡七郷村を廃し、その区域を高月町に編入	98	6	31	61
30. 4. 1	滋賀郡仰木村、堅田町、真野村、伊香立村及び葛川村を廃し、その区域をもつて堅田町を設置	94	6	31	57
30. 4. 1	栗田郡瀬田町、上田上村を廃し、その区域をもつて瀬田町を設置	93	6	31	56
30. 4. 1	甲賀郡大野村、土山町、山内村及び鮎河村を廃し、その区域をもつて土山町を設置	90	6	31	53

### 1 管 轄 の 変 遷

施行年月日	沿 革	市 町 村 数 の 消 長			
		総数	市	町	村
昭和30. 4. 1	甲賀郡佐山村、大原村、油日村を廃し、その区域をもつて甲賀町を設置	88	6	32	50
30. 4. 1	蒲生郡朝日野村、桜川村を廃し、その区域をもつて蒲生町を設置	87	6	33	48
30. 4. 1	蒲生郡市原村、神崎郡永源寺村を廃し、その区域をもつて永源寺町を設置	86	6	34	46
30. 4. 1	愛知郡愛知川町、豊国村を廃し、その区域をもつて愛知川町を設置	85	6	34	45
30. 4. 1	愛知郡秦川村、八木荘村を廃し、その区域をもつて秦荘町を設置	84	6	35	43
30. 4. 1	犬上郡多賀町、大滝村、及び脇ヶ畑村を廃し、その区域をもつて多賀町を設置	82	6	35	41
30. 4. 1	坂田郡坂田村、息長村を廃し、その区域をもつて近江町を設置	81	6	36	39
30. 4. 1	伊香郡塩津村、永原村を廃し、その区域をもつて西浅井村を設置	80	6	36	38
30. 4. 1	野洲郡兵主村、中里村を廃し、その区域をもつて中主町を設置	79	6	37	36
30. 4. 1	犬上郡東甲良村、西甲良村を廃し、その区域をもつて甲良町を設置	78	6	38	34
30. 4. 1	野洲郡野洲町、篠原村、及び祇王村を廃し、その区域をもつて野洲町を設置	76	6	38	32
30. 4. 10	甲賀郡三雲村、岩根村を廃し、その区域をもつて甲西町を設置	75	6	39	30
30. 4. 15	甲賀郡伴谷村、柏木村、水口町、及び貴生川町を廃し、その区域をもつて水口町を設置	72	6	38	28
30. 4. 29	蒲生郡鏡山村、苗村を廃し、その区域をもつて滝王町を設置	71	6	39	26
30. 7. 10	坂田郡柏原村、大原村、及び東黒田村を廃し、その区域をもつて山東町を設置	69	6	40	23
30. 10. 1	滋賀郡和邇村、木戸村、及び小松村を廃し、その区域をもつて志賀町を設置	67	6	41	20